

学生心得

1. 学生証について

学生は常に学生証を携帯しなければならない。学生証を紛失したときは、直ちに学生課に再発行願を提出して、その交付をうけること。また、住所変更等身上に異動のあった場合は訂正を申し出ること。退学の場合は、学生証及びロッカーのキーを学生課に返納すること。

2. 大学掲示

学生は所定の掲示板の連絡事項等に注意し、その掲示を確認すること。

3. 各種の届出・願い出

届出又は願い出を要する事項が発生した場合は速やかに担当の課に申し出ること。

4. 団体の結成

学生が研究会・学会その他の団体を結成しようとする場合は、発起人が結成願を関係部に提出し、許可を受けること。

5. 集会・行事について

学内において集会や行事を行おうとする場合、事前に責任者は関係部に願い出て承認又は許可をうけること。学外の行事や集会に団体として参加する場合も同様である。

6. 大会・行事の当番主催

学生の団体が当番・主催・共催などにより学外に及ぶ大会その他の行事を行おうとする場合は、計画書、収支予算などを添えて事前に学生課に願い出て許可又は承認をうけること。

7. 合宿・遠征など

学生が対外試合・文化活動などの目的で合宿あるいは遠征などで団体として行動する場合は、事前に詳細な計画を添えて学生課に願い出ること。

8. 学生の掲示

学内に団体又は個人で掲示しようとする場合は、事前に学生課に願い出て承認印を受け、指示された場所に掲示すること。

9. 新聞・雑誌などの発行

学生が諸種のパンフレット・リーフレット・新聞・雑誌などの発行または配付をしようとする場合は、事前に学生課に願い出、必要な指示を受けるものとする。

10. 通学について

通学に止むを得ず自転車等を利用するときは、学生課に願い出て、「学内乗入許可証」を受けること。

11. 飲酒・喫煙について

学内での飲酒喫煙は禁止する。

12. 個人用ロッカーについて

ロッカーは、入学時に学生全員に貸与します。学生生活に必要なものを収納できるようになっています。盗難防止のため必ず鍵をかけ、有効に利用すること。

13. 防火及び災害時の対応について

学内の防火管理規程に基づき、防災につとめるとともに、火災を発見した者は、ただちに教職員に連絡すること。災害発生の場合の避難等の行動は、教職員の指示に従って速やかに行うこと。